

議案第135号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

資料3 宝塚市立長谷牡丹園条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第49号

（指定管理者の指定）

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に長谷牡丹園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が長谷牡丹園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 長谷牡丹園の管理を安定して行う能力を有していること。